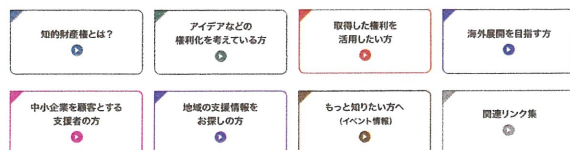


特許庁

- 特許庁では、知的財産権に関する制度説明や支援メニューの紹介を行っています。



- 知財活動に取り組むにあたり、お悩み等ございましたら、本ページ下部の問合せ（特許庁総務部普及支援課）まで、お気軽にご連絡ください。



詳しくはこちら

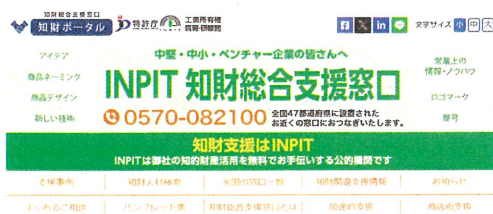
<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/index.html>



INPIT知財総合支援窓口

全国47都道府県にある無料の相談窓口

- 中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口です。



- INPIT知財総合支援窓口は、各都道府県に設置しています。

- 経験豊富な企業OB等の支援担当者が、まずはお話を通じて「経営」と「知的財産」の課題を把握します。

- 各分野の専門家が、支援担当者と協働して、訪問や窓口で無料アドバイスします。

詳しくはこちら

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

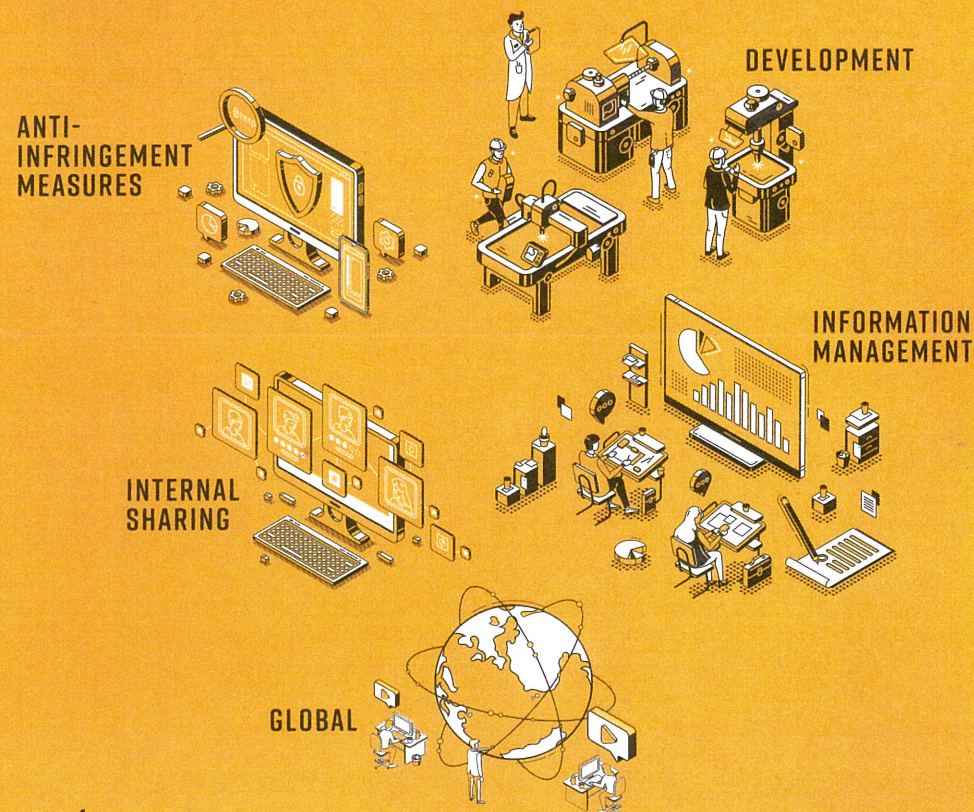


知財活動事例集

知的財産を
経営に活かす
中小企業
14事例

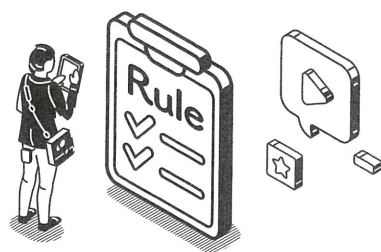
INTELLECTUAL PROPERTY
ACTIVITY CASE COLLECTION

中小企業の舞台裏



- ◎創出の仕組み ◎見える化・社内共有/理解 ◎市場/他社分析 ◎考案・開発・改良 ◎情報管理
- ◎権利化 ◎侵害対策 ◎リスク対策(クリアランス) ◎対外PR ◎ブランディング・価格設定
- ◎ルールメイキング・標準化 ◎ライセンス ◎アライアンス ◎海外展開





株式会社ガイア環境技術研究所

事業内容：炭化加工機・乾燥機等の
関連設備の研究・開発・
製造・販売

所在地：宮城県仙台市

従業員数：約2名

資本金：約3,250万円

知財活動の背景

ライセンスビジネスを軸としたファブレス企業として事業を展開しており、主力製品である炭化装置の基本設計を当社が行い、同設計に基づき委託先が製造しています。

日本国内で炭化装置として扱われるのは有価物を炭化する場合や、廃棄物を炭化する場合でも、一定規模以下のもので「処理量が限定的」になる一方、装置が一定規模を超えると法的に廃棄物焼却炉扱いになるので規制対応が必要となり、自社製品がビジネスとして成立しにくい市場環境でした。そこで、規制が未整備である海外での市場開拓にチャレンジしています。

舞台裏 1 フィリピンでルール形成

- 当社技術を知ったフィリピン駐在の日本人から連絡があったことを機に、同氏と連携してフィリピンで事業展開を進めることになりました。
- 当時、フィリピン政府は、侵略的外来種の樹木駆除に苦慮していました。この樹木は、乾燥すると縦に割ける性質を持つため建材に向かず、カリウムや塩素を含むことから単純な焼却処理も難しい（燃焼時に有害物質を発生し、焼却炉の配管を劣化させるため）という厄介な性質を持っていました。
- この問題に着目した当社は、独自のカリウム・塩素低減処理を行った上で炭化技術を用いることで、バイオマス燃料に加工出来ることを実験で確認できました。
- そこで当社は、フィリピン政府側の「外来種樹木を駆除したい」、さらに「外貨獲得に繋がる新事業をフィリピン国内で創出したい」というニーズを汲み取りつつ、当社の「環境課題への貢献」というビジョンに即した事業展開ができないかと考えました。検討を重ねた結果、駆除した樹木を、フィリピン国内でバイオマス発電の専焼燃料や石炭火力発電の代替燃料に加工し、カーボンニュートラルを推進する日本に向けて販売する事業が展開できないかと考えました。

- 日本の固定価格買取制度において、この燃料がバイオマス発電の利用燃料として認められる形で、フィリピンから日本の発電事業者と輸出することを目指しました。ここで、バイオマス燃料として認定されるためには、原料となる樹木が森林管理のルール下にあること（生産が持続可能なものであること）が必要条件でした。そこで、フィリピンの行政機関や、フィリピンで認証を行う国際認証団体と協力し、外来種樹木をバイオマス原料として管理・有効利用するための森林管理のルール形成を行いました。



▲自社製造燃料 ホワイトペレットとブラックペレット

- 当初は、フィリピンで外来種樹木に関する森林管理のルールの前例がなく、関係者との調整は一筋縄にはいきませんでした。しかし、当社から特許を含め確かな技術の裏付けがある旨を繰り返し説明することで、徐々に関係者の理解を得ることができ、事業の道筋が拓かれました。

舞台裏 2 ビジネス戦略に沿ったルール形成

- ルール形成の中では、外来種樹木を、政府が関与するルートからしか調達しないこと、また購入者を当社の関連企業に限定する旨を定めました。更に、当社は、秘密管理の下で関連企業にのみ当社のカリウム・塩素低減技術の供与を行い、その関連企業が購入した外来種樹木を卸す燃料製造企業は、当社の炭化装置でなければ炭を製造できないこととしました。



▲自社製炭化装置 12型還元減菌炭化加工機(SUMIX)

- 外来種樹木の伐採や運搬する手間に対しては料金が発生しますが、当社がコスト管理の主導権を握れるよう、立木としてのその外来種樹木には、価値はないものとする旨の記載を徹底しました。
- これにより、特許である炭化技術と秘匿化したカリウム・塩素低減技術、それらのメリットを生かしたルール形成、という戦略を組み合わせることで独自の地位の確保を目指しています。